○個別需給給水制度とは

大口水道使用者が、基準水量を超えて使用した水道水の単価を低額とする制度で、大口水道使用者が水道を利用しやすい環境を整備することにより水道離れの抑制を図ることを目的とする。

○適用要件

・制度利用を申出る直前の12カ月間の平均使用水量が1,000㎥以上あること。

○適用期間

・申出書を提出した日の翌月の検針からその年度末までとする。（開始年度のみ）
・期間満了に先立って適用要件等に変更がない（平均使用水量が1,000㎥以上ある）場合は、期間満了後も同一条件で３カ年度継続する。

○基準水量の設定

①開始年度は、制度を適用する前12カ月間の平均使用水量(100㎥未満切捨て)を基準水量とする。
②開始年度の翌年度から３カ年度は、開始年度に設定した基準水量①を継続する。
③開始年度の翌年度から３カ年度②を経過した後は、制度を適用した前３カ年度のうち平均使用水量が最も少ない年度の平均使用水量に見直しする。
④以降、３カ年度ごとに前３カ年度の平均使用水量のうち最も少ない年度の平均使用水量に見直しする。

例１：基準水量が1,200㎥で１カ月1,500㎥使用した場合
→　1,200㎥までは通常料金、1,200㎥を超過して使用した300㎥を軽減する

例２：基準水量が1,200㎥で１カ月1,000㎥使用した場合
→　基準水量の1,200㎥を超過して使用していないため全量を通常料金とする

【基準水量の見直し方法】

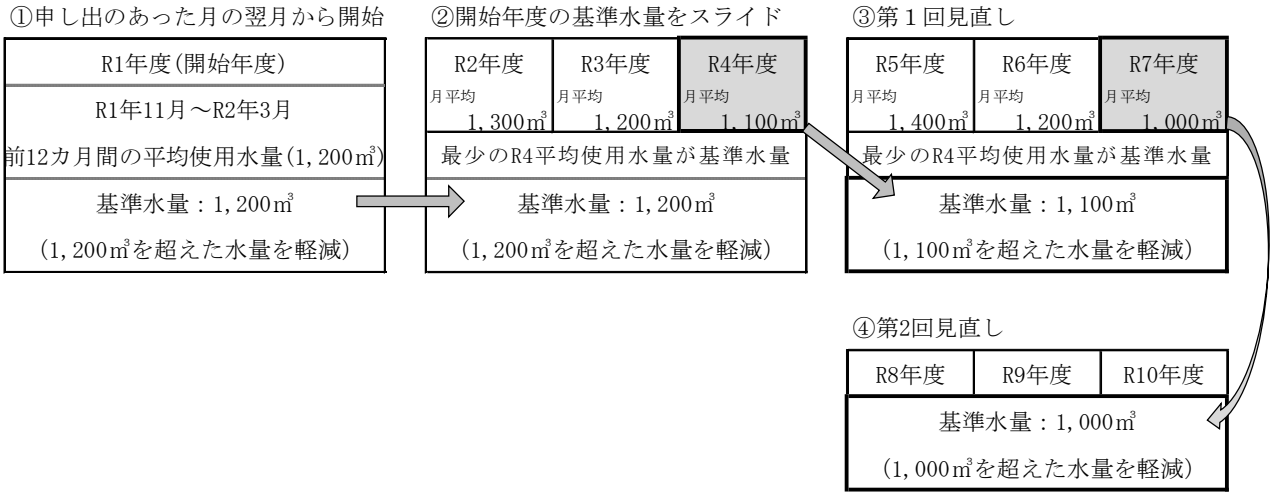

【個別需給給水制度の水量料金の設定】

水　量　区　分	金額（１㎥当り　税抜）
0㎥～10㎥	100円
11㎥～30㎥	230円
31㎥～基準水量	290円
基準水量を超える分	**100円**